

2022年8月24日

各位

大和リビング株式会社

## 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応方針について

2023年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）が開始されます。これを受けて、弊社においてもインボイス制度のための体制の整備を進めてまいりますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 弊社登録番号について

登録番号は、次のとおりです。

事業者名	大和リビング株式会社
登録番号	T5010601042427

#### 2. 請求書について

- ・弊社が発行する請求書は、インボイス制度の要件を満たす様式に改定する予定です。
- ・弊社が代理発行する請求書は、委託者の登録状況を弊社で確認の上、委託者が登録事業者の場合は適格請求書を代理発行する予定です。
- ・請求書の発行を行わず、契約等に基づき代金を受領する取引については、以下を予定しております。

（駐車料等で毎月定額を受領）

インボイス制度の要件を満たした電子文書又は書面の発行

（変動費を受領）

ご要望があれば、請求書を電子データ又は書面にて発行

- ・請求書を受領せず、契約等に基づき代金をお支払いする取引については、弊社より支払通知書を発行し、ご確認頂く方法を予定しております。

#### 3. その他

- ・弊社におけるインボイス制度への対応等に関する情報については、必要に応じて、弊社のWebサイト等において公開します。
- ・オーナー様、お取引先様へ消費税申告の有無及び適格請求書発行事業者登録の有無等の状況を2022年10月中旬より、確認させていただく予定です。
- ・適格請求書発行事業者の登録を検討されるオーナー様及びお取引様につきましては、申請の期限が2023年3月末までとなっておりますので、早めに顧問税理士等にご相談の上、ご検討をお願いいたします。

以上